

東洋学報 第五十三卷第三・四号 昭和四十六年三月

論 説

古代インドの賤民制

—不可触賤民チャンダーラを中心として—

山崎 元

一

目 次

はじめに

四、チャンダーラとヴァルナ社会の成員
仏典——『アルタシヤーストラ』

一、不可触賤民制の発生

——ヒンドゥー法典

二、チャンダーラおよびその他の賤民

おわりに

三、チャンダーラの生活

生まれ——住処と生活——生業

はじめに

「淨・不淨」「穢れ・淨め」の觀念は、インドにおいてきわめて發達し、ヒンドゥー社会を秩序づける一つの原

古代インドの賤民制

山崎

第五十三卷

二六七

理ともえなつてゐる。近年、宗教学者や社会学者の間で、こうした淨・不淨の観念に焦点を合わせてヒンズー教やカースト制度を解明しようとする試みが繰り返されてきた。⁽¹⁾ そして、このよだな研究において、淨・不淨の観念が最も顕著に示される不可触性 (untouchability) の問題、および不可触性を生得とする賤民 (Untouchable) の問題が主要な研究対象の一つとされてきた。しかし、これら宗教学者・社会学者の研究は主として近・現代に關係する諸問題を扱つたものであり、古代・中世については不十分な紹介がなされているにすぎない。

現在のインドには、人口の約一五パーセントを占める不可触賤民 (指定カースト Scheduled Caste) が存在している。不可触賤民制そのものは独立後の憲法で廃止されたが、現実生活においてはなお彼らに対し社会的・経済的に大きな差別が加えられている。こうした現代の不可触賤民は、インド史の展開の過程において、さまざまな仕方で、またさまざまな社会層に属する者から形成されてきたのであり、本稿で対象とした古代の不可触賤民の子孫たちは、そのうちの一部にすぎないと思われる。しかし、インドにおける不可触賤民制の発生とその歴史的展開を知るために、まず古代インドの不可触賤民制の実態を明らかにする必要があろう。筆者は別稿において、古代インド社会の基本的な階級関係は、巨視的にみて、支配層であるバラモン・クシャトリヤと庶民層であるヴァイシヤ・シューデーラとの間に求められるのではなかろうかと論じたが、⁽²⁾ 不可触賤民を含む賤民階層はこうした四ヴァルナ (種姓) によって構成される社会の周縁部に存在し、儀礼的にヴァルナ社会から排除されつゝも、社会的・経済的に同社会にとつて不可欠な役割を果してゐる。賤民問題の検討は、周縁部からのアプローチではあるが、古代インド社会の構造を明らかにするための一つの有効な方法であると言えよう。

筆者はこれまでに、仏典、『アルタシャーストラ』、ヒンドゥー法典類という性格の異なつた三資料を用いて、古代インドの奴隸と雇傭労働者の問題を考察してきたが⁽³⁾、本稿は同じ資料⁽⁴⁾に拠りつつ、賤民、特にチャンダーラと呼ばれる不可触賤民が、古代インドの社会においてどのような位置を占めていたかを考察したものである。なお、前二稿では資料別に節を立てて、それぞれの資料の内容を紹介したのであるが、本稿では問題点ごとに節を立て、そのなかで資料の違いに留意しつつ記述することにした。こうすることにより、古代インドの賤民の性格をいつそう明確に把握できると考えたからである。

本稿で使用した三資料のうち、成立地が判明するものはほとんどない。また成立年代は、おうよそ仏典・ダルマスートラ（法經）→『アルタシャーストラ』→ダルマシャーストラ（法典）の順序となるが、これらの資料はいずれも数世紀の期間を経て成立したものであり、むしろ年代的に並行しつつ成立したものが多いと考えられる。同系統の資料、例えばヒンドゥー法典についてみると、諸ヒンドゥー法典にみられる賤民関係の法規には、内容的にまた量的にかなりの差がみられる。⁽⁵⁾こうした差を各法典の成立年代の社会を反映したものとみて、賤民制の時代的変遷を説明する史家もあるが、私にはむしろ、各法典が重点的に扱う問題の違いや、法典を伝持した学派の態度の差を語る場合が多いように思われる。諸法典を成立年代順に並べてみても、そこから賤民制の一定の発達方向を読みとることはきわめて困難である。賤民制は、これらの時代を通じて本質的変化を被ることなく存在し続けたと言えよう。以上のような資料的制約から、本稿で扱う時代は西暦紀元の前後数世紀にまたがる時代、地域はガンジス流域およびこの地の文化の影響を受けてヴァルナ制度に基づく社会を形成したインド諸地方、というきわめて漠

然としたものにならざるを得なかつた。また本稿の重点は、諸資料に伝えられた賤民関係の記事を問題として分類し、それを紹介する」とに置かれてゐる。

一、不可触賤民制の発生

古代インダには、職業に従事し賤民とみなされる種類の人間が数多く存在した。そして、これら賤民の間には、不淨・穢れの程度に従つた上下の差がみられ、そのうち最下層に属する者が不可触な賤民とされていた。古代の文献に現われる諸種の賤民のうちには、不可触性の有無の判明しないものが多いが、はつきり不可触な存在と言えるものにチャンダーラ (Candāla, Cāṇḍala) と呼ばれる賤民がある。本稿ではこのチャンダーラを中心考察を進めていくわけであるが、具体的な資料の検討に入る前に、まずインドの不可触賤民制の発生に関する諸説を紹介しておきたい。

その第一は、ヴァルナ間の混血に不可触賤民の起源を求めるヒンドゥー法典の説である。ヒンドゥー法典において理想とされる結婚はサヴァルナ (savarna) 婚、すなわち同じヴァルナ同士の結婚であり、異ヴァルナ間の結婚の場合、上位ヴァルナの男性が下位ヴァルナの女性と結婚するアヌローマ (anuloma やなわら「順毛」) 婚は一応承認されるが、下位ヴァルナの男性が上位ヴァルナの女性と結ばれるプラティヨーマ (pratiloma やなわら「逆弔」) 婚は、不当な忌むべき結合とされた。そして、後節で詳しく述べるように、ヒンドゥー法典はこうしたプラティヨーマ婚に不可触賤民の起源を求めていた。しかし、これは現実の社会に存在する諸種の賤民の来因をバラモンのヴァ

アルナ観によつて整理し解釈したものであり、史実と認めるとはできない。

第一に、不可触性の觀念はもともとインドの原住民のものであつたと見る説がある。例えばN·K·ダットは、アーリヤ人の来住以前に、ドラヴィダ族（先進文化をもつ）と彼らよりさらに古い住民であるオーストロアジア系人種（未開の段階にとどまつていた）との間に大きな文化的な差異があり、前者によつて後者は不淨な賤民として蔑視されたと考え、さらにこうした種族的・文化的な差異に起源する賤民觀は、ドラヴィダ・先ドラヴィダ両族がアーリヤ人に征服されたあとにも維持され、結局アーリヤ人もこの觀念を採用するに至つたのであると主張する。⁽⁶⁾

共通の神々を崇拜し、似通つた遊牧生活を行ないつつ移動したアーリヤ系諸部族のうち、インドに入ったもののみが賤民制を極度に発達させている。従つて、インドにおける不可触賤民制の成立と発達にドラヴィダ系・先ドラヴィダ系の原住民が果した役割の大きかつたことは十分に考えられるのであるが、それを裏付ける資料は得られない。不可触賤民制をもたらした淨・不淨觀をアーリヤ人独自のものと断定することもまたできないが、アーリヤ人の中に存在した原始民に共通する儀礼的・宗教的觀念（死に対する恐怖、不淨物に対する嫌悪など）が、同じ觀念をもつていた原住民との接触を通じて触発されるという相互作用は考えられて然るべきであろう。なお、不可触賤民の起源が未開な部族民にあることはよしとしても、ダットのように彼らをおしなべて先ドラヴィダ系原住民と考える必要はなかろう。また原住民の間に他種族を不可触視する慣行があつたとしても、それはきわめて素朴な形として存在したのであろう。

インドに侵入したアーリヤ人が原住民を征服した時点に、不可触賤民制の成立を求めることが考えられる。確かに

に、アーリヤ人が残した最古の文献『リグ・リヴェーダ』において、原住民ダーサ（ダスニ）はアーリヤ人に敵対し征服された劣等種族として蔑視されている。しかし、彼らは決して「不淨」「穢れ」と関係させられてはおらず、アーリヤ人と原住民の人種的・文化的混淆もかなり広く行なわれた。初期ヴェーダ時代のアーリヤ人が淨・不淨觀をもつていたことは否定できないが、それは不可触賤民制の名に値する社会慣行を直ちに成立させるほど発達したものではなかつたと言える。おそらく不可触賤民制は、アーリヤ人が農耕を主たる生活手段とするようになつてから発達をみたのであろう。そして、そのころまでには原住民とアーリヤ人の混血もかなり進んでいたようになつてゐる。

J·H·ハットンは、不可触賤民(Exterior Caste)の起源は種族的・宗教的・社会慣習的なものであると説明している。すなわち、(1)不可触思想は疑いなく死や月経などに対するタブーに起源する、(2)タブーに起源する不可触思想は人種の相違および人種間の反感によつて強められた、(3)聖典・聖歎・神聖な司祭を伴なつた宗教と、不潔な職業を嫌い犯罪的職業に反感をもつ社会一般とが不可触賤民制を発達させた、というのである。⁽³⁾不可触賤民制が原始的なタブー思想、「穢れ」の思想に起源することは言うまでもない。問題はこうした原始思想がインドできわめて発達し、一つの制度にまで高められた過程を明らかにすることである。しかしハットンのこの説明では、その過程がきわめて簡単にまた抽象的に述べられているにすぎない。

一方、アーリヤ社会と比較して原住民部族が物質文化の上で後進的であつたことに、不可触賤民制の起源を求める説がある。この説を主張するR·S·シャルマは、金属の道具と農耕の知識をもち都市を発達させたバラモン社

会の「豊かさ」と、狩猟・採集の段階にある原住民の「貧しさ」の対立に注目し、この物質的優劣に、さらに第一次生産から離れたバラモン・クンチャトリヤ両階級の間に顕著化した手仕事に対する蔑視と、原始的なタブーの思想や淨・不淨の観念が作用して、不可触賤民制が成立したのであるという。⁽¹⁰⁾ シャルマが物質文化の差を賤民制発生の一因としたことは正しい指摘と考えられるが、それと上位両ヴァルナの者たちの間にみられる手仕事に対する蔑視とからのみでは、ハットンの説と同様になぜインドにおいて不可触賤民制の顕著な発達がみられたのかという点が十分に説明されないようと思われる。この制度の発達の上にバラモンのイデオロギーの果した役割が、いつそう強調されてよいのではないかうか。

ここで従来の諸研究を参考しつつ、インドにおける不可触賤民制の成立に関する筆者の考え方をまとめてみたい。ただし以下に述べるのは大雑把な見通しであり、実証的な究明は今後の課題として残されている。

『リグ・ヒューダ』期のインド・アーリヤ社会に、不可触賤民制と言えるものは存在しなかつたようである。『ヤジヨール・ヒューダ』やウパニシャッド文献になると、チャンダーラ、ニシャーダ(Niṣāda)、ペウルカサ(Paulkasa)のような原住民部族の名が見出される。これらの未開原住民はアーリヤ人から蔑視されているが、必ずしも不可触な存在とされてはいなかつたようである。⁽¹¹⁾ しかし、前六〇〇—前三〇〇年ごろに成立したダルマスートラ類や、前五〇〇年ごろから西暦紀元の前後にかけてつくられた仏典には、不可触性を得とするチャンダーラに関する記事がかなり頻繁に現われる。従つてこの制度は、後期ヒューダ時代から仏教時代に至る期間、すなわち前一〇〇〇年ごろから前五〇〇〇年ごろにかけて徐々に成立したことになる。⁽¹²⁾ この数世紀は、パンジャーブに定着したアーリヤ人

が、原住民と人種的・文化的な混淆を深めつつガンジス流域に居住圈を拡大していった時代である。そしてこの時代に、アーリヤ人の生活は牧主農従の段階から農主牧従の段階へと移つた。また思想面では輪廻思想が確立し、一部に不殺生・禁肉食への傾向が現われている。動物屠殺やそれに関係した行為（皮なめしなど）を不淨とし、それを生業とする人間を賤民視する観念は、牧畜生活者の間からは生まれないであろう。特定の人間を不可触視する思想は、原住民から借用されたものか、それともアーリヤ人がもつていた原始的な穢れの観念の発達したものか、いずれとも決めかねる。しかしアーリヤ社会の中に不可触賤民制の発生をみたのは、アーリヤ人が定着農耕社会を発達させて以後のことであろう。

一方、前一〇〇〇年—前五〇〇年という時代は、バラモンが司祭者としての地位を独占し、ヴァルナ社会の最高位にしあがつた時代でもある。インド社会におけるバラモンと不可触賤民という両極分解は、相互に無関係であつたとは考えられない。バラモンによつて、古代人の宗教思想上に大きな位置を占めていた原始的で素朴な「淨・不淨」観はいつそう高度なものに発達させられ、自己の「淨性」「不可侵性」を強調する道具として利用された。この「淨性」の強調は、バラモンを含むアーリヤ社会の成員に不淨物との接触の忌避を要求することになり、不淨な行為を専ら行なう者が賤民として社会の末端に位置づけられた。そしてここに、バラモンを最淨、賤民を最不淨とし、その間にアーリヤ社会の構成員を淨・不淨の度合によつて配列したインド独自の儀礼的・社会構成が完成した。なお賤民の間にも不淨性の度合に従つた細分化がみられ、その最下に置かれたのが不可触賤民である。

この時代はまた、ガンジス上・中流域を中心に、從来の部族制国家の枠を超えた領域国家の成立をみつつあつた

時代でもある。この領域国家の支配層であるクシャトリヤも、自己の地位を確保するためにはバラモンのイデオロギーを利用することを得策と考え、政治的な面から賤民制、特にその最も極端な現われである不可触賤民制の発達に一役買つたと思われる。すなわち、賤民の存在はヴァルナ社会の生産階級であるヴァイシャ・シユードラ層の不満を外らし、ヴァルナ社会の維持を約束するものだつたからである。一方、ヴァイシャ・シユードラ両階層は、賤民制を受け容れることによつてヴァルナ社会の成員としての地位を確保し、また賤民に対する蔑視を通じて一種の心理的満足を得ていた。

不可触賤民を最下とする賤民のグループに属せしめられたのは、次の者たちであろう。

(1)アーリヤ化した農耕社会の周辺に居住する未開の部族民。彼らは独自の言語や慣習をもち、おそらく原始的な狩猟採集生活を送つていたが、アーリヤ社会の拡大に伴なう狩猟採集地の狭小化のため、あるいは農耕社会との交換という経済上の目的のため、あるいはより安易な生活手段の獲得のために、旧来の習俗を保持しつつ、アーリヤ社会の周辺で生活するようになつた。アーリヤ社会の成員は、自己の社会を維持するための不可欠な労働力の提供者としてその存在意義を認め、彼らのうちのある者に、当時すでに不淨とみなされるに至つていた各種賤業を割当てた。ただし、すべての未開部族が賤民の地位に堕とされたのではない。インド史の発達全体からみた場合、アーリヤ文化を採用しヴァルナ社会の一員としての地位を確保した原住民部族の方がはるかに多く、またはかに重要な役割を演じている。最下の不可触賤民の呼称となつたチャンダーラという名は、おそらく一地方の特定の部族名に由来すると思われる。すでに述べたように、彼らの存在は後期ヴェーダ時代から知られているが、当初彼らはア

アーリヤ人から蔑視されてはいたものの、必ずしも「不可触」とはされていなかつたらしい。彼らの不可触性が確立するとともに、これに近似した生活を営む原住民部族もまたチャンダーラの名で呼ばれるようになつたのである。

〔1〕かつて農耕社会・牧畜社会の成員であつたが、不淨とみなされる仕事に世襲的に従事したり、不淨と考えられる慣習を維持したため、存在そのものが不淨とみられるようになった者たち。あるいは、かつてアーリヤ社会の成員であつたが、何らかの理由（例えば凶作・略奪などの災難、不法な結婚や大罪を犯したことによる集団外追放など）で自己の属していた集団の絆を離れ、既成の村落社会の周辺で下賤な労働に従事することを余儀なくされた者たち。しかし、このようにして発生した賤民は、〔2〕のものと比べた場合、重要性においてまた数の上からみて第一義的なものと考えられる。

なお、ヴァルナ社会の成員が賤民制を容易に受け容れることができたのは、彼らの農耕・都市生活と未開部族民の狩猟・採集生活との間に大きな落差が存在したためであろう。また当時すでにみられた職業世襲化の傾向は、賤民制を固定化させ強化させる上に大きな作用を及ぼしたものと考えられる。⁽¹³⁾

1) チャンダーラおよびその他の賤民

仏典においてチャンダーラは、「最も下劣な人間」(purusādhama⁽¹⁴⁾)、「すべてのカーストから除外された者」(sarvajātivihina⁽¹⁵⁾)、「すべてのヴァルナにより嫌悪された者」(sarvavarnajugupsita⁽¹⁶⁾)、「呆懶だ」(dutīha)⁽¹⁷⁾、「賤し

「」(patikutīha)⁽¹⁹⁾、「穢れた」(mala)⁽²⁰⁾、「祓れた」(kapāna)⁽²¹⁾たゞも形容され、直接的・間接的な接触(触れる)と、見る(い)る(なむ)によって社会の他の成員に穢れを与える存在として描かれてくる。また「チャンダーラ」という語は、軽蔑を込めて他人を呼ぶ際の常套的な語に用ひられてくる。

仏典では、社会の全構成員について述べる點で、しばしば「クンヤムリヤ・バハヤ・ムアイシヤ・シヨーマラ・チャンダーラ=パックサ」(khattiyā, brāhmaṇa, vessā, suddā, canḍalapukkusa)⁽²²⁾と記されるが、よりかのチャンダーラとパックサが四ヴァルナ⁽²³⁾の賤民⁽²⁴⁾がわかる。あるいは「チャナンダーラ・ボーサーダ・ヴォーナ・ラタカーラ・パックサ」(cañḍala, nesāda, veṇa, rathakāra, pukkusā)⁽²⁵⁾と記されるが、よりかのチャンダーラトリヤ・バラモン・(トーリヤンヤ)・(クニハバクトゥ)」(khattiya, brāhmaṇa, rājanya, gahapati)と「貴だる生み⁽²⁶⁾」(ukkaṭṭhajāti)、「貴だる家」(ucca kula)と枝葉の「賤だる生み⁽²⁷⁾」(hinajāti)、「賤だる家」(nica kula)であると記される⁽²⁸⁾。これらの賤民⁽²⁹⁾は、花摘みや、寺院・宮殿から枯花を除く仕事(寺院・宮殿の清掃)を行なう者とされる。彼らはおもに狩猟採集段階にあつた未開の原住民部族の出身であらうが、仕事の内容から推してチャンダーラほど不淨な存在とはされていなかつたようと思われる。次にネーサーダ(Skt. Niṣāda)は、主として狩猟や漁撈を生業とする非アーリヤ原住民部族であり、生活程度の低さと動物殺害のために嫌悪されたと思われる。またヴヨーナ(Skt. Vaina)は竹細工師、ラタカーラは車大工をそれぞれ指してくる。竹細工師が賤民視されたのは、竹細工の仕事が未開の原住民によつて為されていたからであろう。車大工は初期ヴヨーダ文献では名著ある職業とされており、彼らがなぜ賤民視されるに至つたのかははつきりしない。

きりしないが、のちにこれらの仕事に原住民が加わったこと、彼らが皮革を扱うようになつたこと、仏教徒が戦争と関係する戦車造りを嫌つたこと⁽²⁶⁾、あるいは手工業従事者一般に対する蔑視思想の発達の一結果⁽²⁷⁾、などをその原因と考える史家もある。以上に挙げた賤民のうち、不可触性をもつた存在であることが判明するのはチャンダーラのみである。他の賤業従事者がチャンダーラと同じ程度の不可触性を生得としたとは考えられない。

ヒンドゥー法典においてもまた、チャンダーラは社会の他の成員に穢れを与える存在とされ、またプラティヨーマ婚中最も恥み嫌うべきシヨーデーラ男とバラモン女の結合から生まれ、一切の法（宗教的・社会的義務）から除外された(sarvadharma bahiṣkṛta)⁽²⁸⁾、人間中で最もト賤の(cadhamo nrīpām, narādhama)⁽²⁹⁾、最も邪悪な(pāpiṣṭha)⁽³⁰⁾存在であるとされている。こうしたチャンダーラの性格は、ヒンドゥー法典中で彼らと並記された人間・動物・事物を知る」とによつて、ある程度明らかにすることができる。

『バウダーヤナ法經』をはじめとする法經・法典類において、チャンダーラは、聖なる場所に立つ木(carityavṛksa)、火葬用に積んだ薪(citti)、犠牲用の柱(yūpa)、屍体(sāva)、墓所(śmaśāna)などと並んで記される。⁽³¹⁾ やがてわがチャンダーラが人々に与える恐怖は、原始信仰に根ざす宗教的禁忌(タブー)や人間にとつて最も強烈なぐれ「死」が与える恐怖に等しいものとされているのである。

チャンダーラおよび同種の賤民と並記される動物としては、犬(svān)⁽³²⁾、鳥(vāyasa)⁽³³⁾、肉食獸(kravyād)⁽³⁴⁾、昆虫(krimi)⁽³⁵⁾などがある。いずれも生類を殺し、あるいは肉や腐敗物を食べる」とを常とするため不淨とみなされる動物である。

一方、チャンダーラと並記される人間は、ほぼ次の五つのグループに分類できる。

第一は、月経や出産など不可避的な不淨期間にある者⁽³⁸⁾で、彼らは一時的に仲間から隔離されるが、一定の期間や淨化儀礼を経たのち、再び「淨」となりうる。彼らは、穢れを他人に与えるという点でチャンダーラに等しいが、その不淨性は一時的であり、不淨性を生得としそれを子孫に伝えるチャンダーラとは異なっている。

第二は、ヒンドゥー法典の定める法規に違反したためにヴァルナ社会の成員としての資格を奪われた者、すなわち墮姓者(patiya)⁽³⁹⁾である。墮姓者が属する社会の全成員(親族を含む)には、社会生活のすべての面において彼らと接触することが禁じられ、彼らとの接触はチャンダーラなど不可触賤民との接触に等しい穢れを生ずるとされる⁽⁴⁰⁾。こうした墮姓者のなかには永久に追放された者もいたが、多くの者は一定の淨化儀礼を経て再びヴァルナ社会に復帰できた⁽⁴¹⁾。従つて、この範疇に属する者たちの不淨性は本質的には後天的・一時的であり、この点、不淨性を生得とする賤民とは異なっている。なお賤民の多くが血縁的集団を形成していたのに対し、墮姓者は血縁集団を追われた個としての存在であった。これも両者の相違点と言えよう。

第三は奴隸(dasa, adhyadhina)⁽⁴²⁾である。しかし奴隸は宗教的・儀礼的な不淨觀とは直接の関係はなく、むしろ経済的な階級と言つてよからう。ヴァルナ社会における社会的・法的な諸能力を奪われているという点で、奴隸とチャンダーラなどの賤民とは共通しているが、奴隸の大部分は主人の家庭で諸種の雑役に従事する家内奴隸であり、接触そのものが穢れをもたらす賤民とは全く範疇を異にしている。また奴隸は主人の所有物であり一般に財産所有の能力を欠いていたのに對し、チャンダーラなどの賤民は、当然、財産所有の能力をもつていた。

第四にシユードラがある。シユードラは第四のヴァルナとして賤しめられ、上位三ヴァルナ（再生族）と社会・経済などすべての面で差別されている。またバラモンの指導する学問と祭式から除外され、ヴェーダ学習の場を穢す存在としてチャンダーラと並べられている。⁽⁴⁴⁾しかし、これは学問・宗教上のことであり、社会生活においては、彼らはチャンダーラとは異なりヴァルナ社会の成員としての地位を与えられた。仏典においてチャンダーラがシユードラを含む四ヴァルナの範疇外として扱われていることは、先に述べた通りである。また同じ仏典中には、チャンダーラが第四のヴァルナ（シユードラ）以下であることを明示した記事も存在する。⁽⁴⁵⁾一方、ペニニやパタンジヤリはチャンダーラ含む賤民をシユードラの範疇に属せしめており、また『マヌ法典』は、第五のヴァルナは存在しないこと、およびヴァルナ間の不法な結合から生まれた混血族の義務はシユードラと同じであることを定めている。⁽⁴⁶⁾さらにヒンドゥー法典は、チャンダーラなど賤民の多くにシユードラの血が混じっていることを認めている。⁽⁴⁷⁾こうしたところからP・V・カネーなどは、チャンダーラがはじめシユードラの列に加えられていたことを推測している。⁽⁴⁸⁾はじめシユードラの範疇に属せしめられたチャンダーラなどの賤民階級がやがてシユードラとは別の範疇とされるに至つたこと⁽⁴⁹⁾、あるいは賤民階級が「一般シユードラ」より下の「劣等シユードラ」とみなされていしたこと⁽⁵⁰⁾を、資料の上から立証することは困難であるが、いずれにせよ、本稿で資料として用いたヒンドゥー法典中のチャンダーラ関係法規の大部分が、チャンダーラとシユードラ一般とを別の範疇として扱つてゐることは明らかである。⁽⁵¹⁾なお『アルタシャーストラ』は、ヴァルナ間の混血族に対してもシユードラと同じ法を適用すべきであるとし、賤民の大部分をシユードラと同等に扱つてゐるのであるが、「チャンダーラはこの限りではない」という規

定を付け加えている。また同じ罪を犯した場合に、バラモン、クシャトリヤ、ヴァイシャ、シユーデラ、アンターヴァーサーイン (Antāvasāyin チャンダーラなどの賤民) の区別に従つて刑を重くする法規も存在しており、最下の賤民がシユーデラとは異なつた存在として扱われていることがわかる。

第五はムレーツチャである。⁽⁵⁶⁾ ムレーツチャとは、アーリヤ社会の闇外にあり非アーリヤ的な生活慣習をもつ異邦人である。ムレーツチャを不淨視する観念は賤民制の成立と期を一にして生まれたものであろうが、特別な場合を除いて、こうしたムレーツチャとの接触はアーリヤ人の日常生活とは無関係であつたと言えよう。なお、インド史の全時代を通じてインド内に来住する異民族の集団は絶えることがなかつたが、多くの場合、彼らはやがてインド社会に同化してヴァルナ社会の成員として認められるに至つた。⁽⁵⁷⁾

チャンダーラ以外にも、ヴァルナ社会の成員とは異なつた部族的生活を送つていたために賤民視された集団があることはすでに記した。彼らは一般に独自の生業を営み、ヴァルナ社会から離れて住んでいた。⁽⁵⁸⁾ ヒンドゥー法典の編者であるバラモンは、社会の周辺に存在するこれらの集団をヴァルナ間の混血族とみなし、賤民集団の起源および不淨性の濃淡を、ヴァルナ間のアヌローマ・プラティローマ的な雑婚 (varnasamkara) によつて理論的に説明しようと試みている。⁽⁵⁹⁾ 離婚の組合せとそこから生じた賤種族の名称について、諸法典はおのおのかなり異なつたりストを挙げている。例えば『マヌ法典』に記される雑婚關係を示せば次頁の表のようになる。

これらの混血族の名称はいずれも部族名・地名に由來し、なかにはマーガタ (マガダ人)・ヴァイデーハカ (ヴ

アヌローマ関係

(男)Brāhmaṇa—(女)	Kṣatriyā	→[Brāhmaṇa (anantara)] ⁽⁶¹⁾	東洋学報
	Vaiśyā	→Ambaṣṭha 族 (治療)	
	Śūdrā	→Niṣāda-Pāraśava 族 (魚獲)	
Kṣatriya	Vaiśyā	→[Kṣatriya (anantara)]	東洋学報
	Śūdrā	→Ugra 族 (穴居獣の捕殺)	
Vaiśya	Śūdrā	→[Vaiśya (anantara)]	

プラティローマ関係

(男)Kṣatriya—(女)Brāhmaṇi	Sūta	族 (馬匹馬車の仕事)	東洋学報
	Kṣatriyā	→Māgadha 族 (交易)	
	Brāhmaṇi	→Vaidheha(-ka) 族 (婦女への奉仕)	
Śūdra	Vaiśyā	→Āyogava 族 (木工職人)	東洋学報
	Kṣatriyā	→Kṣattṛ 族 (穴居獣の捕殺)	
	Brāhmaṇi	→Cāndala 族 (屍体運搬と体刑執行)	

イデーハ人)のように賤民の呼称とは言えないものがある。しかしチャンダーラがシユードラ男とバラモン女という最悪の結合から生まれたこと、およびチャンダーラが彼らのうちで最も下賤な存在であることは、諸ヒンドゥー法典の一一致して認めるところである。⁽⁶²⁾

なお理論的には、これら混血族と各ヴァルナとの間の、あるいは混血族相互の間の、アヌローマ・プラティローマ的な結合によつて無限の賤民集団が生ずるはずであり、現にヒンドゥー法典においては、そうした集団の名が数多く挙げられている。⁽⁶³⁾ そのうち、シュヴァパチャ (Svapaca, Svapaka) の名がしばしばチャンダーラと並記され、彼らがチャンダーラと同様に低級な賤民とされていることがわかり、またプルカサ (Pulkasa)、ニシヤーダ (Niṣāda)、ヴェーナ (Vena) など、仏典中の賤業従事者と共通する名も見出されるが、これらの個々の混血族賤民が不可触性をもつとされていたか、もつとすればどの程度か、といった問題について詳しいことは

ほとんどわからない。⁽⁶⁶⁾

ヒンドゥー法典にはまた、チャンダーラを含めた賤民を総称する単語も知られている。次にこうした単語を簡単に紹介しておく。

アンティヤ・アンティヤジャ (antya, antyaja) — ふゆに末端、限界、最低などを意味する *anta* の派生語である。

このうやアンティヤは、一般にはチャンダーラを含みヴァルナ社会の成員に何らかの穢れを与える賤民の総称として用いられる。⁽⁶⁷⁾ アンティヤジャもアンティヤとほぼ同義に使われる。後世の作品であるが『ヤーシュニヤヴァルキヤ法典』(iii, 260, 265) の『マターラー註』(十一世紀) は、アンティヤジャに関して上表のような分類を載せている。⁽⁶⁸⁾

candāla
śvapaca
kṣattrī
sūta
vaidehika
māgadha
āyogava

アンティヤーヴアサーイ (antyāvasāyin) — 最下に位置す

る者、末端に住む者を意味する。『マヌ法典』はこの語をア

ンティヤやチャンダーラと区別して用い、⁽⁶⁹⁾ チャンダーラの男とリシャーダの女との間に生まれた者で、墓場で使われ、一

般賤民にすら賤しめられる者としている。⁽⁷⁰⁾ しかし右のミタークシヤラー註では、アンティヤジャの一部でチャンダーラを

antyāvasāyin より
も不淨性の少ない
もの

antyaja

含む最下の賤民の総称とされており、こうした用法の方が一般的であつたと考えられる。すでにみたように『アルタシヤーストラ』では、アンターヴアサーイン（＝アンティヤーヴアサーイン）は四種のヴァルナと並記され、シユードラ以下⁽⁷²⁾の賤民の総称として用いられてゐる。

バーヒヤ、バヒルヴァーシン（bahyā, bahirvāśin）—外に住む者の意味であり、ヴァルナ社会の外に置かれた非アーリヤ的部族民や賤民を指す。⁽⁷³⁾ ビンドゥー法典は諸種のバーヒヤをヴァルナ間の雑婚の結果生じたものであるとする。『マヌ法典』は前記アンティヤーヴアサーインを「バーヒヤにする輕蔑される者」（bahyanāmapi garhitam）と説明するが、これは、賤民の間に上下の差別が存在し、最下に置かれた者は一般の賤民からいえ不淨視されだ」とを語つてゐる。

アペペート（apapātra）⁽⁷⁴⁾—食器を避けるべき者（すなわち彼らの食器に盛つた料理を食べる）とは四ヴァルナの成員にとって禁忌とされた⁽⁷⁵⁾、あるいは食器を地上に投げ置くべき者を意味する。一般には、チャンダーラ、墮姓者、出産や月経中の女など、不淨とみなされる人間を指す。⁽⁷⁶⁾

アスピリンュヤ（asprya）—文字通り不可触賤民の意味であるが、この語が使用されるのはビンドゥー法典では後期の『ヴィシヌ法典』『カーティヤーナ法典』においてである。⁽⁷⁷⁾ 後世の註釈者は、アスピリッシュヤをチャンダーラをはじめとする賤民のこととしている。

以上の検討から、次のように言えるであろう。儀礼的な淨・不淨の観念が頗著にみられ、人間・職業を貴賤の序列中に位置づける」とが一般的に行なわれたインド古代において、賤民制はきわめて複雑な発達をとげた。仏典や

ヒンドゥー法典は、幾種類もの賤民がアーリヤ社会の周辺に血縁集団を形成して住み、それぞれ独自の賤業に従事していたことを伝えている。これら賤民は、アントティヤなどの総称で呼ばれることがあつたが、彼らの間にも不浄性の大小によつて上下の差別が存在していた。上下各種の賤民のうちチャンダーラに関する記事が最も多いが、それらの記事は、賤民のうちチャンダーラが最も下賤な存在であり不可触性を本質とするものであることを伝えている。⁽⁸³⁾記事の頻度が数量の大小を直接示すものとは言えないが、チャンダーラが賤民を指す普通名詞として用いられた例のことから推して、またチャンダーラをもつて諸種の賤民を代表させることもあることから推して⁽⁸³⁾、賤民のうちチャンダーラの名で呼ばれた者が最も多かつたと言つて間違ひなかろう。次節では、三系統の資料から窺われるチャンダーラの生活の諸面を紹介しようと思う。

三、チャンダーラの生活

生まれ

「業」と「輪廻」の思想を受け容れた古代インド人は、前生の罪業のために人はチャンダーラなどの賤民として生を受けると考えた。例えばヒンドゥー法典には、バラモンを殺害した者、(バラモンの)黄金を盗んだ者、シュードラに乞うて行祭に必要な物を得た者、スラー酒を飲んだ者、墮姓に相当する大小の罪を犯し贖罪しない者、盗み・不善・虚偽のことを思う者、などがチャンダーラに生まれ変わると記されている。⁽⁸⁴⁾

いくつかの文献に、チャンダーラなどの賤民は同族の者とのみ結婚すべきであると述べられているが、チャンダ⁽⁸⁵⁾

ーラの大部分が自分らの血縁集団 (cāṇḍalajāti)⁽⁸⁸⁾ の中に生まれたものであることは言うまでもない。しかし、一方では、ヴァルナ社会の成員がチャンダーラに等しいものとして社会から締め出されることがみられた。例えば仏典のなかに、人々が魔王から着物をはぎとつ、「チャンダーラにして、チャンダーラの居住区に追放した」という記事があり、また『マヌ法典』には、「知らずにチャンダーラ、アンティヤの女性と通じ、〔彼らの食物を〕食べ、〔彼らから施物を〕受けるバラモンは、墮姓者⁽⁸⁹⁾となる。知つて〔なすときは〕、彼らと等しくなる」と定められている。さらに、不当な結婚をした女性から生まれた子供が社会的に蔑視の対象となり、チャンダーラあるいはその同類として扱われることもあつたようである。⁽⁹⁰⁾ チャンダーラの大部分は血縁集団を形成していたと思われるが、チャンダーラという語が特定の血縁集団所属者を指す以外に、「賤民」という普通名詞として用いられることがある。

住処と生活

チャンダーラは一般の住民と区別され、都市あるいは村落の外に一団となつて住んでいた。例えば仏典は、都市の郊外 (bahinagara) はチャンダーラ村 (cāṇḍalagāma, cāṇḍalagāmaka) があつたこと⁽⁹⁰⁾や、チャンダーラ身分に堕とされた者が都市の郊外のチャンダーラ居住区 (cāṇḍalavāṭaka) へ追いやられたことを述べている。まだヒンドウ法典は、チャンダーラの住居は村落外 (bahingrāma) になければならぬと定め⁽⁹²⁾、彼らが夜間に都市や村落の中に入る⁽⁹³⁾ことを禁じており、『アルタシヤーストア』は、チャンダーラ専用の井戸があつたことに触れ、また都市を

造営する際にチャンダーラと異教徒の居住区を墓地の端に設けるべきであると定めている。⁽⁵⁵⁾ こうした集団生活は、彼らに古来の言葉を維持させ、また彼らの間に独自な言葉を発達させたようである。仏典の一節から、チャンダーラが他とは⁽⁵⁶⁾あり区別される独自の言葉 (*candalabhāṣā*) を語していたことがわかる。

仏典によれば、チャンダーラを含む賤業従事者の物質生活は最低のものであり、不潔な生活環境と貧しい食生活から、多くの者たちが病気や肉体的欠陥に苦しんでいたといふ。⁽⁵⁷⁾ 一方『マヌ法典』は、チャンダーラに対し、犬と驢馬を財産とし、死者の衣⁽⁵⁸⁾を着け、こわれた食器を用い、鉄製の装身具を身につけ、常に処々を徘徊すべきであると定めている。⁽⁵⁹⁾ また同法典は、チャンダーラに対し、日中には王命によつて定められたし、しを身につけて仕事に出るよう命じている⁽⁶⁰⁾が、仏典もまた、チャンダーラが一見してそれとわかる姿をしていたらしいことを伝えている。

ヴァルナ社会の成員の住処から離れて生活するチャンダーラなどの賤民集団を、『カーティヤーヤナ法典』はグルマ (*gulma*)⁽⁶¹⁾と呼んでいる。そして同法典はこれらの集団に独自の慣習法が存在する⁽⁶²⁾ことを認め、集団内の事件の処理について、王は彼らの間の慣習法を第一に重視すべきであると定めている。

生 業

チャンダーラはヴァルナ社会の正式の成員ではないが、生計を得るためにヴァルナ社会と何らかの形で結びつく⁽⁶³⁾ことを必要としていた。一方、ヴァルナ社会の成員は、自分らが最も忌み嫌う「死」に関係する仕事を彼らに与え

ることに成功した。仏典のなかでチャンダーラは、死刑の執行⁽¹⁰⁾、屍体処理⁽¹⁰⁾、暗殺者⁽¹⁰⁾として描かれ、ヒンドゥー法典では死刑をはじめとする体刑の執行者⁽¹⁰⁾、屍体運搬者⁽¹⁰⁾とされ、また『アルタシャーストラ』においても、体刑執行、屍体運搬の仕事を当てられている。⁽¹⁰⁾チャンダーラが諸種の賤業從事者中で最も不淨、すなわち「不可触」とされたのは、彼らの生業がこのように「死」と結びついていたからである。また彼らの中には、体刑執行者として公職に関係する者以外に、村や町の番人⁽¹⁰⁾、あるいは犯人探索の仕事に従事する者もあつたようである。

彼らはヴァルナ社会と接觸したのも、古来の生活手段を完全には捨てなかつたようである。このことは、彼らが狩獵・箭造りを業としたことを伝える仏典中の記事⁽¹²⁾や、森林地帯の防衛にチャンダーラを利用する『アルタシャーストラ』の記事⁽¹³⁾などから知ることができる。またチャンダーラの殺した獸の肉を「淨」であると規定するヒンドゥー法典の記事⁽¹⁴⁾から、チャンダーラは狩獵・採集によつて得たものを自分らで消費しただけではなく、ヴァルナ社会の成員との間の交換にも用いたことを推測できる。⁽¹⁵⁾あるジャータカは彼らが長椅子・腰掛けの製造を行なつていた(asandipithakarak)⁽¹⁶⁾ことを記しているが、これは森林地域に住むチャンダーラの中に木材の製造・加工に従事する者があつたことを伝えている。

以上その他にも、チャンダーラの従事した仕事として村や町の清掃や諸種の土木作業がある。村や町の中で死んだ動物の屍体の処理や、その他の不淨物の清掃は、今日同様チャンダーラなど賤民の仕事であつたと思われる。皮革加工はチャンダーラ独自の生業ではなかつたようであるが、彼らが動物の屍体処理の一部としてこの方面的仕事に従事したことは十分考えられる。また王宮の修繕を行なうチャンダーラ夫婦に関する物語が仏典のなかにあり、チ

ヤンダーラの女性が清掃事業や土木作業などに従事したことを推測させる。さらに仏典には、チャンダーラがドーパナ (dhopana) という特技（軽業の一種か）をもちそれを公衆の面前で演じたことや、チャンダーラの女性のなに呪法に長じた者がいたことが述べられている。⁽¹²⁾

四、チャンダーラとヴァルナ社会の成員

仏典

ヴァルナ社会の成員、特にバラモンをはじめとする上位階層に属する者たちは、自己の淨性を維持するために不淨な仕事から遠ざかるうと努め、またチャンダーラなどの賤民と接触することを極力避けた。例えば仏典には、外出した折にチャンダーラを見たため香水で眼を淨め家に引き返す富豪 (sethi) の娘や主司祭 (purohita) の娘の話、チャンダーラに触れた風を受けて穢れることを恐れたバラモンの話⁽¹³⁾、空腹に耐えかねてチャンダーラの残飯を食べ自らを恥じて死ぬバラモンの話⁽¹⁴⁾、などがある。またチャンダーラの残した飲物を飲んだバラモンは、仲間からバラモンたる資格を奪われている。チャンダーラと接した人々はそれを恥じて口にしなかつたが、一方チャンダーラの側も自分の立場を熟知しており、人目につく行為をひかえた。分をわきまえない行為に走ったチャンダーラには、ヴァルナ社会の成員から厳しい制裁が加えられている。例えば、王女と交渉をもつたチャンダーラの罰は「大罪であり種々の肉体労働を科したのち死刑」とされ、またあるチャンダーラは人目についたために町なかで暴行を加えられている。従つて、野心をもつたチャンダーラにとつて、野望を達成するためには遠国で自分の出身 (jati) を偽

つて暮らす必要があつた。⁽²²⁾

しかし、下賤な仕事とはいえ社会生活に不可欠な労働を分担しているチャンダーラと、ヴァルナ社会の成員とが完全に接触を断つことは不可能であつた。仏典中に、チャンダーラと旅を共にするバラモンや、チャンダーラと対話する国王⁽²³⁾について記すものがあるが、こうしたことは現実にはまず見られることがなかつたであろう。王族やバラモンや富豪など特定の者たちには、チャンダーラとの接触をほとんど断つた生活を送ることもできたと思われるが、一般の人々が彼らと日常的な接触をもつたこともまた確かであろう。

チャンダーラに対し初期の仏教教団のとつた態度は一貫している。すなわち、チャンダーラをはじめとする賤民層が社会に存在することは認め、その上で、彼らが正しい信仰をもち、道徳的な生活を送り、あるいは出家して修業にはげむならば、彼らとバラモンをはじめとするヴァルナ社会の成員との間には何ら差はない、宗教的な果報（天国やこの世の上流階級に生まれること、あるいは涅槃の境に達すること）も全く同等であると主張するのである。⁽²⁴⁾ またいくつかの經典は、賤民を蔑視する人々に対し、教えを授けてくれた師や高徳な者には、たとえチャンダーラであろうとも敬意を払うべきであると論じている。⁽²⁵⁾ 初期の仏教教団は賤民層をも布教の対象とし、賤民層に教団の門を開いたのであるが、これはあくまでも宗教上・倫理上の問題であり、賤民制度そのものを否定しようといふ社会運動ではなかつた。また現実に教団や信者が常に彼らを偏見なく受け入れたかどうかを疑問視される。

『アルタシヤーストラ』

『アルタシャーストラ』には奴隸や雇傭労働者関係の記事はかなり多く、彼らに関する法規をまとめた一節も存在しているが、チャンダーラなどの賤民に関する記事は处处に散見できるにすぎない。これは、前者が生産面でかなり重要な役割を果していたのに対し、後者がヴァルナ社会の外に置かれ、国家の維持と繁栄に直接関係する主要な生産活動に参加していないからであろう。同書に記されるチャンダーラなどの賤民とヴァルナ社会の成員との関係は次のようなものである。

チャンダーラは、墮姓者や下賤な職業に従事する者と並べて、自己の集団に起こつた事件以外には証人となる資格をもたないとされる。⁽¹³⁵⁾ またアーリヤ（シユードラも含むヴァルナ社会の成員）に不当な害を与えたチャンダーラなど賤民には、厳しい刑罰が科せられている。すなわち、チャンダーラがアーリヤの女に触れた時には一〇〇パナの罰金、⁽¹³⁶⁾ シュヴァーカ族の男がアーリヤの女と通じた時には死刑⁽¹³⁷⁾、チャンダーラなど賤民が手足でバラモンを殴打した場合にはその手足の切断、バラモンを脅迫した場合には賠償金、触れた場合はその半額の罰金であるとされる。⁽¹³⁸⁾ 一方、アーリヤがシュヴァーカ族の女と性交渉をもつた場合には、男がシユードラならばこれをシュヴァーカ身分に堕とし、それ以外の者ならば、額に首なしの胴体の烙印を押して他地方へ追放すべきであると定められている。⁽¹³⁹⁾

生まれに関する誹謗罪を犯したアンターヴアサーイン（チャンダーラ、シュヴァーカなど）は、相手がバラモンの場合一二二パナの罰金、クシャトリヤ以下の三ヴァルナの場合にはそれぞれ九、六、三パナの罰金を払わねばならなかつた。一方、ヴァルナ社会に属する成員でアンターヴアサーインを誹謗した者には、二パナの罰金刑が科せ

られている。⁽¹⁴⁾またチャンダーラ族や林住族(*āṇyacara*)が所有する「五パナ」以下の家畜を盗んだり殺したりした場合の罰金は、ヴァルナ社会の成員が所有する家畜を盗んだり殺したりしたときの罰金(五四パナ)の半額とされている。⁽¹⁵⁾

ヒンドゥー法典

ヒンドゥー法典は、バラモンの立場からヴァルナ社会の維持を目的として編まれたものである。そこにはヴァルナ社会の儀礼的淨性を維持するための数多くの法規が存在するが、その一部に同社会の成員と不可触賤民との接触を問題にしたものが見出される。例えば、アーリヤの祭式から除外された者たちが、ヴェーダ学習・天神祭・祖靈祭などの宗教行事を見たりその近くにいたりした場合は、その行事は屍体や墓所や犬の近くでなされた場合と同様に穢され、すべて無になると詰法典に定められている。⁽¹⁶⁾ここに言うアーリヤの祭式から除外された者の中には、シユードラや墮姓者なども含まれるのであるが、チャンダーラの存在がとりわけ忌むべきものとされた」とは疑いない。

バラモンは、自己を最淨・最高とするヴァルナ社会の淨性を維持するために、複雑な淨化儀礼(贖罪 *prayaścitta*)を発達させた。賤民との接触によつて生ずる穢れも、当然この淨化儀礼の対象となつてゐる。すなわち、賤民との接触によつて穢れた者たちが従来通りヴァルナ社会の成員であることを続けるためには、適当な淨化儀礼を必要としたのである。⁽¹⁷⁾ヒンドゥー法典にはこうした淨化儀礼に関する法規がきわめて多く、しかも同じ穢れに対する淨化

儀礼は法典ごとに異なつてゐる。次にこれらの儀礼のうちのいくつか紹介してみる。

チャンダーラなどとの接触のうち最も軽いものは、単に触れること、言葉を交すこと、話声を聞くこと、見ることなどである。また不淨性は人を介して伝染する性質をもち、賤民や不淨物に触れた者に触れた場合も、直接触れた場合と同程度の穢れを生ずるものとされた。⁽¹⁵⁾こうした禁制に違反した者の贖罪は、『アーパスタンバ法經』による「チャンダーラ」に触れた場合は沐浴すること、言葉を交した場合はバラモンに言葉をかけること、見た場合は「太陽・月・星などの」光を見ること⁽¹⁶⁾であるといふ。また『ヴァーシュタ法經』は「犬、チャンダーラ、墮姓者に触れた場合には、衣を着けたまま沐浴すれば直ちに清浄となると「ヴェーダに」説かれている。「ヴェーダを読誦している際に」墮姓者やチャンダーラの話し声を聞いた場合には、三夜の間無言のうちに断食して過ぐすべきである。あるいはかの「ガーヤトリーの誦句を」少なくとも千回繰り返すことによつて清浄となると「ヴェーダに」説かれてい⁽¹⁷⁾る」と定め、『マヌ法典』は「ディヴィーアーキールティ（チャンダーラ）、月経中の女、墮姓者、産褥婦、屍体に触れた者、あるいはそれ〔ら〕に触れた者に触れた場合は、沐浴によつて淨められる」⁽¹⁸⁾とし、『ヴィンヌ法典』は、チャンダーラやその他の不淨物に触れた場合には洗い淨めた衣を身につけて沐浴すべきこと、チャンダーラやムレットチャと言葉を交した場合には口を漱ぐべきことを定めている。⁽¹⁹⁾こうした軽度の接触に対する禁忌は、諸法典の註釈家の段階になつてさらに詳細化し、チャンダーラの影を不淨とする説や、チャンダーラに一牛尾の距離以内に近づくことを禁ずる説などが提示されてゐる。

賤民の女と通じたり彼らから食物を受けることは、より重大な穢れをもたらすため、淨化儀礼はいつそ複雑と

なる。例えば『ガウタマ法經』は、下賤族の女(antyāvasāyini)へ知つて通じた者に「一年間のクリッチュラ贖罪」を、知らずして通じた者には十一日間の同贖罪を命じ⁽¹³⁾、『ヤヌ法典』などは「再生族がヴリンヤラの女(チャンダーラ女など)を一夜抱いた罪は、三年の間托鉢したものを食べ、「ガーヤトリー」を誦する」とによつて除かれる⁽¹⁴⁾とする。また『ヤージュニヤヴァルキヤ法典』は、アンティヤジャの女と通じた罪を友人の妻、童女、姉妹、同じゲートラ親族の女、息子の妻と通じた場合に等しい大罪であると定め⁽¹⁵⁾、また「アンティヤの女と同棲する者には、恥辱の烙印(kubandha)を押して追放すべきである」とする。『ヴィシヌ法典』には、「チャンダーラの女と「知つて」通じた者は、彼女と同じ身分となる。知らずして通じた者は、チャンドラーヤナ贖罪を二回行なうべきである」と定められている。なお、チャンダーラや墮姓者から与えられた食物を食べた者に対しても、『ヴァーシシタ法經』が、二ヶ月間クリッチュラ贖罪を行なつたのも剃髪などの儀式を省略した入門式(upanayana)を再び行なうことを命じているのに對し、『ヴィシヌ法典』は、チャンダーラの食物をそれと知つて食べた者に対しても三日間の断食を命じている。⁽¹⁶⁾

一方、ヴァルナ社会の成員に近づく賤民に對しては厳しい刑罰が科せられてゐる。例えば『ヤージュニヤヴァルキヤ法典』は、アーリヤの女と通じたアンティヤ(チャンダーラなど)に死刑を、最上族(uttama)に触れたチャンダーラに一〇〇パナの罰金刑をそれぞれ科し、『チャシヌ法典』は、故意に再生族(sprisya ふなわち可触である)の者)に触れた不可触賤民(asprisya)に死刑を科している。

このような厳しい接觸の禁忌にもかかわらず、ヴァルナ社会の成員にとって日常生活における賤民との接觸は避

けられなかつた。こうした事情はヒンドゥー法典の制定者によつても十分承知されており、次のような例外規定を設けてヴァルナ社会の成員を救つてゐる。すなわち、『バウダーヤナ法經』には「座席、長椅子、乗り物、舟、道路、草はチャンダーラや墮姓者によつて触れられても風によつて淨化される」とあり、『ヤージュニヤヴアルキヤ法典』などでは、「街路の泥・水がアントイヤ、犬、鳥に触れられたときは、風のみによつて淨められる。焼煉瓦造りの家もまた[同じである]」とされてゐる。また『マヌ法典』などは、犬、チャンダーラ、肉食獸などによつて殺された獸の肉が淨であることを定めて食生活を穢れから守り、さらにヴィシュヴァーミトラが飢えに際しチャンダーラから犬の臀肉を得たことなどを例に引いて、生命の危機に際してはいかなる人々から食物を受けても穢れることはないと定めている。⁽¹⁶⁾

チャンダーラなどの賤民は、普通には法律上の能力を制限されていた。すなわち同じ仲間のための証人となることはできたが、集団外の者の証人となる資格を与えていないのである。⁽¹⁷⁾しかし重大罪の場合は例外で、その際は賤民も証人となり得ることが付記されており、ヴァルナ社会の維持のために右の原則が緩められたことを知らせててくれる。

ヒンドゥー諸法典は、日々なわれるヴァイシュヴァーデーヴア（一切神供養）のあとで、チャンダーラ、シュヴァーパチャ、墮姓者などに食物を与えるよう命じてゐる。⁽¹⁸⁾こうした食物は宗教的果報を目的として恵み与えられるものであるが、食物を与える際には、犬や鳥や昆虫に与える場合と同様に、食物を地面に撒くか、あるいはこわれた容器に入れアーリヤ以外の者たちの手で与えるべきであるとされている。

おわりに

本稿の目的は、古代インド社会において、賤民、特に不可触賤民チャンダーラがどのような位置を占めていたかを明らかにすることであった。そしてこの問題を三系統の資料を用いつつ考察してきたわけであるが、ここで各節の要点を記しておきたい。

第一節では、不可触賤民制は未開人に共通な「穢れ」の観念に起源をもち、アーリヤ人の農耕社会が確立し領域国家が形成される過程において、バラモンによつて宗教的・儀礼的な面から発達させられ、さらにクシャトリヤによって支持されて成立したものであること、この制度はまた主要な生産者であつたヴァイシャ・シユードラ両階層によつても容認され得るものであつたことを推論した。また第二節では、賤民制は古代インドにおいて複雑な発達をとげ、賤民の間にも上下の区別が存在したこと、各種賤民のうちでもチャンダーラと呼ばれる者がもつとも多数多く、またもつとも下賤な不可触賤民とされていたことを明らかにした。第三節では、主にチャンダーラについて、彼らの大部分が旧来の風習を維持しつつヴァルナ社会の周縁部に血縁集団を形成して定着し、最も不淨とされる「死」に関する賤業などに従事していたことを紹介した。最後に第四節では、ヴァルナ社会の成員と不可触賤民との接触の問題について、具体的な事例を仏典のなかから拾つて紹介し、理論的な諸規定を『アルタシャーストラ』とヒンドゥー法典から拾つて紹介した。このうちヒンドゥー法典については、バラモンがヴァルナ社会の浄性維持を目的として発達させた淨化儀礼の紹介が中心となつた。また接触に関する厳しい禁忌にもかかわらず、ヴァルナ

社会の成員は日常生活においてチャンダーラとの接触を避けられなかつたことも指摘しておいた。

『アルタシャーストラ』とビンダウー法典、特に後者には、ヴァルナ社会から賤民を排除するための厳しい法規が見出されるが、これらはあくまでもバラモンの理想を記したものであり、そこにみられる諸法規が日常生活において厳守されていたことを意味してはいらない。一方、ジャータカをはじめとする仏典には古代インドの社会生活の現実の様子がよく伝えられていると思われるが、そこに見出されるチャンダーラの生活、および彼らとヴァルナ社会の成員との関係は、前二資料から知られるところとかなりよく一致する。ヴァルナ社会からの賤民の排除、特に不可触賤民チャンダーラの排除は、少なくともバラモンおよび社会の上層の人々の間ではかなり徹底して行なわれていたと言える。

不可触賤民制は、表面的にみる限りヴァルナ社会の淨性を維持するというきわめて宗教的・儀礼的な要請に基づいているようであるが、その背後にはこれとは別なきわめて社会的・經濟的・政治的な要請が存在した。すなわち賤民の排除は、ヴァルナ社会自体を外側から枠づけし、さらにヴァルナ社会内部における階級関係を儀礼的身分秩序（すなわち四つのヴァルナ）として固定化させる上に大きな作用を及ぼしたと思われるからである。賤民の存在は、ヴァルナ社会における基本的な階級関係（支配階級であるバラモン・クシヤトリヤと生産階級であるヴァイシャ・シユードラ）を維持していくこうとする支配階級の要求を満たすものであった。R・S・シャルマは、古代インドにおいてシユードラの反抗がほとんどみられなかつた一因は、彼らにすら蔑視された不可触賤民の存在がシユードラと支配者との階級的対立を鈍らせたからであると推測している。⁽¹⁷²⁾ これは注目すべき指摘と言えよう。

最後に、古代インドの不可触賤民制がその後どのように発達して近・現代に至つたのかという問題が残つた。しかし筆者はこの方面的研究にはほとんど手をつけていないため、ここでは今後解決されるべき二、三の問題点を指摘するにとどめたい。

古代と近・現代の賤民制の間の大きな差は、近・現代では不可触賤民⁽¹³⁾の数がきわめて多いことであり、またその多くが、諸々の不淨作業に従事する以外に農業労働者として農耕に従事していることである。本稿で用いた三資料から知られる限りでは、チャンダーラなど賤民の人口比率はそれほど大きかつたとは考えられず、また彼らが農業労働の提供者としてヴァルナ社会の生産活動に直接関係していたという証拠は得られない。数の増大と農耕との結びつきがいつごろ見られるようになつたのか、この問題を耕地の拡大、狩猟採集の場の狭小化、地主制の発達、あるいはまた「不可触性」の概念の拡大化などの問題と関係させつつ解説していく必要がある。⁽¹⁴⁾ 次に、本稿で用いた資料によれば、チャンダーラなどの賤民はかなりまとまつた集団生活を送つていてと思われるのに對し、近・現代においては、各村落の周縁部に、いくつかの異なつた血縁集団に屬し相互に排他的な不可触賤民が、それぞれわずかな戸数づつ存在している。⁽¹⁵⁾ こうした変化がいつごろからみられるようになつたのか、数の増大、農業労働などの問題に關係させて追求する必要がある。また、近・現代の不可触賤民制は北インドに比べて南インドにおいていつもそう厳しく、住民のなかに不可触賤民の占める割合も地域ごとに大きく違つていて。⁽¹⁶⁾ 不可触賤民制のこうした地域差に留意しつつ、この制度の発達の過程を解明していくことも今後の課題である。

地

- (一) 近年の研究及びソヤダ、山折哲雄「ベーナンガルー
社会における淨めの汚れ」『東北仏教文化研究所年報』第
一輯、一—一六頁。同「Varṇa と Jāti—カーブル形成の背
景—」『鎌木學術財团研究年報』一、一九六四年、四七—五〇
頁。同「ヌーバルヌーナウス (nāvāra) と 説 (śuddhi)」
『金倉博士紀念印度学仏教學論集』一九六六年、一—二〇
一—二六頁。畠田啓實「カーブル—社会における Pollution
Concept と (ソヤダ)」『宗敎研究』一九六一、一九六八年、四
九—七一頁。詳記。
- (2) 摘編「マンダラ古代奴隸制の性格」松井透・三峰利明編
『ベーナンガルー社会における土地制度と権力構造』東京大学出版会
一九六九年、二二五頁。
- (3) 摘(2)論文をもる「カーブルの雇傭労働者」『東洋学
報』五一卷四号、二九一—二九頁。
- (4) 「奴隸制」論文、四一七頁、「雇傭労働者」論文、四〇
—四一、七一—七三頁参照。なお本稿では、前二篇では簡
單に参考するべく既述したが、(摘編) 稍びハシ
マア、詳しく述べた。
- 一、カウタマ法經 (Gaut. と聖詮)
- Gautamapraṇītadharmaśāstrī, with Mitākṣarā of
Haradatta, Ānandāśrama ed., Poona, 1910. G.
op. cit., pp. 151—152.
- Bühler (tr.), *The Sacred Laws of the Aryas* (S.
L.A.), Pt. 1 (*Sacred Books of the East*, Vol. II),
Oxford, 1879.
- 一、トーカクスヒカ族經 (Āp.)
G. Bühler (ed.), *Āpastambhyadharmaśāstra*, Pt.
1—2, Bombay, 1892—94. G. Bühler (tr.), S.L.A.,
Pt. 1, Oxford, 1879.
- 二、バカーナーク族經 (Baudh.)
F. Hultzsch (ed.), *Das Baudhayana-Dharmaśāstra*,
Leipzig, 1922. G. Bühler (tr.), S.L.A., Pt. 2 (S.
B.E., Vol. XIV), Oxford, 1882.
- A. A. Führer (ed.), *Śravastiśākhadharmaśāstra*,
Bombay, 1883. G. Bühler (tr.), S.L.A., Pt. 2,
Oxford, 1882.
- (5) S. Chattopadhyaya, *Social Life in Ancient India*,
Calcutta, 1965, pp. 152—155.
- (6) N.K. Dutt, *Origin and Growth of Caste in India*,
Vol. I, London, 1931, pp. 28—29, 83, 105—107. ハルカ
ナニカーナークヤナマフ、長門縣豊田郡の起源を原住民の説と
して示す。S. Chattopadhyaya, op. cit., pp. 151—152.

ダムトの「論拠」は、近・現代の不可触賤民制が北インディアに比べてムクダ族の居住する南インディアの「そう敵」に似たものである。しかし、この見解に対しても、ダムトは「アーリヤ文化の一部」や「差別された不可触賤民制をアーリヤ文化の一部として受け容れた南インディアのムクダ族が、この制度をより純粹な形で自分の社会に適用した結果である」と反論する。

- (7) ダムトはカーベット的差別一般の根底に存する淨・不淨觀を、アーリヤ人によってインディアに持ち込まれ黒色原住民との接触を通じて強化されたものと指摘する。¹²⁰ E. Senart, *Les castes dans l'Inde, les faits et le système*, nouvelle éd., Paris, 1927, Chap. III. (『印度のカースト』翻訳文庫)
- (8) N.K. Dutt, *op. cit.*, p. 62. S. Chattopadhyaya, *op. cit.*, p. 151.
- (9) J.H. Hutton, *Caste in India, its nature, function, and origins*, 4th ed., Oxford University Press, 1963, pp. 207—208. ダムトによると強調されるのは、ムクダ族儀式的清淨(ceremonial purity)を問題とする。
- かばねる、不可触性の觀念は、儀式的清淨の思想から生れる、必ず犠牲祭において原住民シヨーデーハに適用され、その後に不淨とみなされる職業についている集団に及ぼされる
- (10) ルジド、不可触賤民解放運動を指導した政治家ルジド・カルルの説を紹介しておこう。彼は、カーベット社会の成員である一般インディア(ムクダ族)のアウト=カーベット
- (11) R.S. Sharma, *Sudras in Ancient India*, Delhi, 1958, pp. 132—133.
- (12) A.A. Macdonell and A.B. Keith, *Vedic Index of Names and Subjects*, 2 vols., London, 1912, s.v. Cāndāla, Niśāda, Paullasa. P.V. Kane, *History of Dharmasāstra*, Vol. II, Pt. 1, Poona, 1941, pp. 165—167. R.S. Sharma, *op. cit.*, pp. 64—65.
- (13) ダムトによれば、西紀100年頃の不可触賤民制度が成立したと考える。一方、チャルマは、不可触賤民チャルマーハとして記す伝典やタルマベーラの成立年代をややおそく考へる。チャルマベーラが不可触賤民視されるようになった時代を前マカラ雅の末(西紀5—6世紀)と推定する。S. Chattopadhyaya, *op. cit.*, p. 151. R.S. Sharma, *op. cit.*, pp. 85, 125—128.

の存在とされる不可触賤民（アンタッチャブル）との間に人種的な差異はない」と説いたのが、アンタッチャブルの起源に関して次のように説明している。（B.R. Ambedkar, *The Untouchables*, New Delhi, 1948, pp. 3-155）。

かつてインドの村落が、村内に住み血縁関係や結婚された部族民と、村外に住むブローケン・メン（Broken Men）¹⁴⁾ 内の住民とは出身部族を異にし、しかも何とかの理由で部族的結合を失つた者たち）とから成つていた時代があつた。最初これら二者は対等の立場にあつたが、（a）ブローケン・メンが仏教徒であつたためバラモンから輕蔑され憎悪されたこと、（b）他の者たちが牛肉食をやめたのにこれらブローケン・メンは依然として牛肉食を続けたこと、という二つの理由から、ブローケン・メンの不可触賤民化がはじめられた。アンタッチャブルは、ヒンドゥー法典に述べられているチャンダーラなどの不淨民とは全く範疇を異にするものである。アンタッチャブルは、こうした不淨民とは別な発生の仕方（牛肉食と仏教信仰）で、西暦四〇〇年をかなり降る時代に出現した。

要するにアンベードカルは、アンタッチャブルがかつてヒンドゥー社会の正式な成員であつたことを説明して、彼らの人種的・職業的な劣等意識を除き、賤民解放への基礎固めを試みているのである。こうした意図のもとに提唱

された彼の牛肉食・仏教徒起源説は、社会運動の一理論としては評価されようが、歴史学的には疑問な点が多い。例えれば、アンベードカルはダルマスターの一節を引用し、チャンダーラなどが穢れを与えるのはバラモンに対してのみであり、それも儀式の際に限られると説明する（Im-purity の問題であり、Untouchability ではないとする）。しかし、チャンダーラとの接触による穢れがこうした範囲にふさまるものではないことは、ダルマスター自体がいかにも明らかであり、また仏典など他の資料によつても証明できる。古文献にみられる賤民のうちでも、特にチャンダーラは、明らかにヴァルナ社会の成員にとって不可触の存在であった。近・現代のアンタッチャブルと古代の不可触賤民との間に、数の上からみて、また社会活動における役割の上からみて、大きな違いがあることは明らかであるが、前者が後者と全く無関係に発生したとは考えられない。近・現代の不可触賤民制は、古代の不可触賤民制の発達の上に位置するものとして把えるべきであろう。なお、牛肉食が不可触賤民制の発達（例えば数の増加）の一因であつことは十分に考えられるが、それが不可触賤民制そのものを直接もたらしたと言うことはできないであろう。

(14) *Dīrghāv.* 623.

(15) *Ibid.*

(16) *Ibid.*

(17) *J.* iv, 376, 391—392.

(18) *J.* ii, 6. *AN.* iii, 206.

(19) *AN.* iii, 206.

(20) *Petavattu*, 34.

(21) *J.* ii, 6, iv, 246.

(22) *SN.* i, 102, 166. *AN.* i, 162, iii, 214. *Vimāna-vatthu*, 58. *J.* iii, 194, iv, 205, 303, etc.

(23) *VP.* iv, 6. *MN.* ii, 152, 183—184. *SN.* i, 93—95. *AN.* i, 107, ii, 85—86, iii, 385—387.

(24) いはく體の如きを R. Fick, *The Social Organization in North-East India in Buddha's Time*, tr. by S. Maitra, University of Calcutta, 1920, pp. 321—328. R.S. Sharma, *op. cit.*, pp. 128—130. A.N. Bose, *Social and Rural Economy of Northern India*, Vol. II, Calcutta, 1967, pp. 225—240 に詳説。

(25) 今アーラムの體の如きを “pupphachadaka-pukkusa” と翻訳する (*J.* iii, 195)。

(26) R. Fick, *op. cit.*, p. 326. R.S. Sharma, *op. cit.*, p. 129.

(27) A.N. Bose, *op. cit.*, p. 237.

(28) R.S. Sharma, *op. cit.*, p. 129.

(29) N.K. Dutt, *op. cit.*, pp. 98—99, 171—172.

(30) *Yaj.* i, 93.

(31) *Manu* x, 12, 16, 26.

(32) *Gaut.* iv, 28.

(33) *Gaut.* xiv, 30—31, xvi, 19. *Āp.* i, 3, 9, [14—16]. *Baudh.* i, 5, 9, [5], i, 5, 11, [36]. *Vas.* xiii, 11. *Manu* v, 85. *Viś.* xxii, 69.

(34) *Gaut.* xiv, 30—32, xv, 24. *Āp.* ii, 4, 9, [5]. *Baudh.* i, 5, 11, [36]. *Vas.* xi, 9, xxii, 33. *Manu* iii, 92, v, 131. *Yaj.* i, 103. *Viś.* xxiii, 41, 50.

(35) *Vas.* xi, 9. *Manu* iii, 92. *Yaj.* i, 103. *Viś.* xxii, 41.

(36) *Manu* v, 131. *Viś.* xxiii, 50.

(37) *Manu* iii, 92.

(38) *Gaut.* xiv, 30, xxii, 34. *Manu* iii, 239, v, 85. *Viś.* xxii, 69, etc.

(39) *Gaut.* xiv, 30, xv, 24. *Āp.* i, 3, 9, [9, 15]. *Baudh.* i, 5, 9, [7], i, 5, 11, [36]. *Vas.* xi, 9, xx, 17, xxiii, 33—34. *Manu* iii, 92, iv, 79, v, 85.

(40) 今アーラムの體の如きを “pupphachadaka-pukkusa” と翻訳する (*Ap.* i, 10, 28, [9]). *Baudh.* ii, 2, 3, [42]. *Vas.* xiii, 47 がその証拠。

(Gaut. xxi, 15) おまかで証拠を示すのであるが、それは

規、女性の隨姓者に於し衣食住の保護を與へるゝが常なる
定めた法規 (*Yaj. iii, 297*) である。

(41) 本文 [१-३] に於ける。

(42) *Manu* vii, 66. *Nar.*, xv—xvi, 11. *Katy.* 433,

783.

(43) 「だだ」、奴隸が制限付の所有權を有する事であつては
ない。レバーリーによれば「奴隸制」謂れ、「國員修習」。

(44) *Gaut.* xvi, 19. *Ap.* i, 3, 9, [9, 15].

(45) 「*तन्त्रात्मकान्वयीत्युपेता*」*禁制の神*、以前は第曰
◎ *तन्त्रात्मकान्वयीत्युपेता* (सा एवं तन्त्रात्मकान्वयीत्युपेता) *तन्त्रात्मकान्वयीत्युपेता* (sa tvaṁ
विश्वा caturthe'pi varṇe na sandīśyase) と記す。後半の
(*Divyāv.* 626)。

(46) V.S. Agrawala, *India as Known to Panini*, Uni-

versity of Lucknow, 1953, pp. 77—79. P.V. Kane, *op.*
cit., p. 168. R.S. Sharma, *op. cit.*, pp. 125, 208.

(47) *Manu* x, 4, 41.

(48) 本文 [१-३] に於ける。

(49) P.V. Kane, *op. cit.*, pp. 165—168.

(50) *Ibid.*

(51) R.S. Sharma, *op. cit.*, p. 208.

(52) 「*तन्त्रात्मकान्वयीत्युपेता*」*禁制の神* (वद्धविक्रायिन्)、
「*वरात्या*」*禁制の神* (वद्धविक्रायिन्)、*懶慢の
神* (हस्तिपा)、*懶慢の禰那神* (वद्धविक्रायिन्)、*懶慢の
神* (वरालिपा)、*詛取を教へたる神* (गुरुवार्यातिगा)、*野豚*

ヤマトシタガクヒヤドウ (सुद्रास्तथान्त्या इवा स्यात्) が規定
される (Yaj. ii, 294)。 「だだ」、詛取家アーバーハセ、
「सुद्रास्तथा इक्या इवा स्यात्」 と記す。トントク・ヤル問題
に於いては、だだが體験してや被屈辱を經るべからず
アーバーハセの如きの如き *Yajñavalkyasmṛti*, with the Com-

mentary of Aparārka, Ānandāśrama ed., Vol. II,
Poona, 1904, p. 861.『Amarakośa』 がもまた總括の文體
の規定を示す。アーバーハセの體験は月夜の
精神的苦痛 (R.S. Sharma, *op. cit.*, pp. 261—262)。

(53) 「तन्त्रात्मकान्वयीत्युपेता」*禁制の神*の如様に、
禁制體験の體験を含む禁制の難處に當るトドロ (A. iii,
7, [20—34])。

(54) A. iii, 7, [37].

(55) A. iii, 18, [7].

(56) Viṣ. xxii, 76. *Katy.* 433, 783, 943.

(57) 云々の如き、次の如きがアーバーハセの苦痛の
如く、前半の業の釋の如きの無病に拘らぬ神 (पापरोगिन्),
痴人 (मूळिका), 駄女同性をやだれる者 (संधिं), 手足
を欠く神 (व्याङ्गा), ハーブナ社会の義務を守る者 (वद्धवि-
族 (व्रात्या)), 禁制の業 (वद्धविक्रायिन्), 懶慢な
神 (हस्तिपा), 猥慢の禰那神 (वद्धविक्रायिन्), 懶慢な
神 (वरालिपा), 詛取を教へたる神 (गुरुवार्यातिगा), 野豚

(varaha)' 猪 (kukkuja)。Baudh. i, 5, 11, [36]. Manu

iii, 92, 239, iv, 79, viii, 373. När. xv—xvi, 11.

(62) *Manu* x, 36, 50—51.

(63) *Gaut.* iv, 16—28. *Baudh.* i, 8, 16, [1—16], i, 9, 17, [1—15]. *Vas.* xvii, 1—9. *Yāj.* i, 91—95. *Viś.* xvi, 4—14. *När.* xii, 103—113.

(60) *Manu* x, 6—17, 46—49.

(61) 『Yākṣa經』では、次拉の母・トマナの女性が心生まれ

た神 (anantara) は、非難の如く沙門等の人間であるが父

の母・トマナの母の心生れる (Manu x, 6, 10)。ルヌラ女

の『ヤーギ』リ・ナガタルキヤ法典』では、次拉の女性の體

が出生された者を父親とは別種に属するべから (Yāj. i, 91—

92)。アーナム Brahmāna+Kṣattriyā+Murdhārasikta,

Kṣatriya+Vaiśyā→Māhiyā, Vaiśyā+Śūdrā→Karanaś.

(62) *Gaut.* iv, 28. *Manu* x, 12, 16. *Yāj.* i, 93.

(63) 『Yākṣa經』では、17の雜魔閻逹 (因陀・トル

ト・體のト・ヌ・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト)

が體のト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト

(64) *Manu* x, 51. *När.* xv—xvi, 11. *Katv.* 681. P.

V. Kane, op. cit., p. 97. だが『Yākṣa經』では、父・母

・娘のUgra 母の子・Kṣattri 母の男の體が生れた

様 (Manu x, 19) が svapaka (svapalaka) など

「火を料理する者」の意。

(65) 『Yākṣa經』では、父・母・娘の女とリハ

チーク族の男との間に生まれ、弋臘國の捕殺を生業とする

神 (Manu x, 13, 49)。父・母・娘 Ambaṣṭha 族の女と

Vaidēha 族の男との間に生まれ、太鼓たたかを生業とする

神 (Manu x, 19, 49) が svapaka (svapalaka) などと

は本文の表を参照。

(66) 『Yākṣa經』(x, 13) の Kullūka 著 (十一世紀) は以下

ト・ム・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト

—(cāḍāla evaikah pratilonajah sparsādau nirasayate)

Medhatithi 著 (十世紀) では、ト・ム・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト

ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト

ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト

ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト

ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト

ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト

ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト

ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト

ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト

ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト

ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト・ト

「**正義**」と何らいの歴代不斎性の度合が明瞭なる複雜な一項

○**血縁集團から構成される法規**の如きを「**法規**」と記す。

。

The Institute of Menu, with the Commentary of

Kullaka Bhauta, Vol. II, Calcutta, 1830, p. 288. M.G.

Jha (ed.), *Manu-Smṛti, with the ‘Mānubhāṣya’ of*

Medhatithi, Vol. II, Calcutta, 1939, p. 336. P.V. Kane, *op. cit.*, pp. 171—172.

(6) 「antyāśaṅgalañdih」 [antyāśaṅgalañdakṣattrāyogava-

striyah] (*Yājñavalkyasmṛti*), Vol. I, p. 280. Vol. II,

。

p. 861) 「antyāḥ candalādayah」 (*Vīṇusmṛti, with the*

。

Commentary Kōśavaravajyavanti of Nandapāṇḍita, Vol. I, Madras, 1964, p. 389)

(7) Narayan Ram Acharya (ed.), *Yājñavalkyasmṛti, with the Commentary Miśikāra of Vīṇavasvāra*,

。

5th ed., Bombay, 1949, pp. 445, 463. P.V. Kane, *op. cit.*, p. 70.

(8) *Gaut. x. 1, xxiii, 32. Nar. i, 182, etc.*

(9) *Manu iv, 79.*

(10) *Manu x, 39.「**父・母・夫・妻・娘子**等に對する法規」*等、八、14-15。の如きの如きは、即ち出生された者、又は出生された者、又は、又は (Vas. xvii, 3)°

(11) A. iii, 18, [7].

(33) G. Bühler (tr.), *The Sacred Laws of the Āryas*, Pt. 1, p. 35, note 18.

(74) *Manu x, 28-31.*

(75) *Manu x, 39.*

(76) *Āp. i, 1, 3, [25], i, 5, 16, [29]. Manu x, 51.*

(77) 「apagatāni hi teṣāṁ pārāṇi pakkādarthāni catur-
bhūvarnaiḥ saha」 *Āpastambīyadharmasāstram*, Pt. 2, p. 7.

(78) Medhatithi たゞの註釈は *Manu x, 51* に apapatrāḥ
アバपत्राः もの読む 次の三種の解釈が記されてゐる。①
彼は (ナナニ) 一時 (ナナニ) 食器 (ナナニ) 用ひておられた食器
は投げ捨てられる。②彼は (ナナニ) 食器が与えられたあだ
彼が手に持つ食器に入れるやうだ。③彼は (ナナニ) 食器
が與えられたが他の人が持つ食器に入れるやうだ。④彼は
食器 (ナナニ) 食器が用ひられる。M.G. Jha (ed.),
Manu-smṛti, Vol. II, pp. 345-346. Bühler や他の註釈
本の如きを参照せよ (The Laws of Manu, *Sacred
Books of the East*, Vol. xxv, Oxford, 1886, p. 414,
note 51)°

(79) Haradatta が「**父・母・夫・妻・娘子**等に對する法規」等に對する法規 (pratimā rajakādayah) 「**監護母**又
は、又は、又は (pratimā rajakādayah) 「**監護母**又
は、又は、又は」 (patitacandalasū-

tīkodakayādayo'papatrā...」⁽⁸⁰⁾ āpastambiyudhar-

masūram, Pt. 2, pp. 7, 35. *The Sacred Laws of the*

Āryas, Pt. 1, p. 11, note 25, p. 60, note 29.

(80) *Viś*, v, 104, xlii, 9. *Kṛty*, 433, 783.

(81) 「asprīyaśācāndaladīḥ」(*Viśṇusmṛti*, Vol. I, p. 112)
[asprīyāḥ cāndalādyāḥ] (*ibid.*, Vol. II, p. 506)

(82) 本文1〇回参照。

(83) 言叢家は、antya, asprīya などと詮題を以て「かや
ゝく一トだ」をも形而詮題とするが多々。註(6)

(84) 参照。

(84) *Āp*. ii, 1, 2, [6]. *Manu* xii, 55. *Yaj*. i, 127, iii,
131–134, 207, 217, 225. *Viś*. xlii, 9.

(85) *Divyāvadāna*. A. iii, 7, [36]. *Manu* x, 53. *Viś*.
xvi, 15.

(86) *VP*. iv, 6.

(87) 「cāndālānī katvā cāndālavātakam pahininsu」(*J.*
vi, 156).

(88) *Manu* xi, 176. 『「かやーヤナ法難」の、知いやな
チトベーク女へ贈る、チャーナーの食物を食べ、彼のか

ら施物を取たが、かやへは圍困者であるが、故意にした
「カヤークナーバトベーク」等してだれを捉ゑる (*Baudh.*
ii, 2, 4, [14])。⁽⁸⁹⁾ *Viś*. iii, 5–6 参照。

(88) ハーマンの男とバーヤンの女の間に生まれた子が外
の未嫁女性の子、同「ヒーメーの親族 (sagotta) の男女の
間に生まれた子、出家生活離脱者の子などなど、チャンダ
ラの範疇」と被ふられるもの。(P.V. Kane, *op.
cit.*, p. 81)。また「劣等な人間をチャンダーハに置く」は
アーリヤ。『ヒーメー・シラタ法經』の「辱本」、「無神論
者、慚口をかへる、恩恵らず、長く怒る者、これら四種は
行爲のもので、カーナーダ (karmacāndala) である。第五
は生れおこしの「チャーナー」の如き」が記す。ハーマン
(Śravasiṣṭha-dharmaśāstram, p. 21, fn. 23)。

(89) *J*. iv, 200, 376–377, 390. 「Divyāvadāna」の物語
(XXXIII) は、カシマ川の岸辺チャーナー族の
町 (cāndālakulanagara) である (p. 621)。ハーマン
が (アーナムチャーナー) の王と数千のマータンガが
住んでいた (p. 619) である。この物語以外は、チャンダ
ラがおこなう大集団を形成していたことを伝える資料
は既述のとおり。この記事はマータンガの王(前生のガッタ)
を偉大なるやうだある詮張的表現と考へてよからぬ。

(90) *J*. vi, 156.

(91) *Manu* x, 51. *Viś*. xvi, 14.

(92) *Manu* x, 54.

(93) *Manu* x, 54.

(94) *A*. i, 14, [10].

- (95) A. ii, 4, [23].
- (96) J. iv, 391—392.
- (97) SN. i, 93—95. AN. i, 107, ii, 85—86, iii, 385—386. MN. iii, 169—170.
- (98) 『アヌ法經』さすゝへートは衣、處刑者の衣類、
穀頭、振動の取得権を認める (Manu x, 55)°
- (99) Manu x, 51—52. また Vis. xvi, 14 修羅。
- (100) Manu x, 55. 「手錠よりもうて押ぬられたしる」と
いふ。〔1〕处刑用の鐵棒、あれから、手斧なども鐵
棒などとされ、〔2〕棒などとされ、〔3〕鐵の裝身具や孔雀の羽など
といふ。〔4〕穀頭のもの他の處分は貧困者か、だく
の罷罰である。The Laws of Manu, tr. by G. Bühler,
p. 415, note 55. G. Jha, *Manu-Smṛiti Notes*, Pt. II,
University of Calcutta, 1924, p. 780.
- (101) チャンカーハ身分に墮したる者、人々は、「裸
色の着物を着せ、黄色の布を頭に戴かせ」…」と云ふ (ka-
sāvapni vāsāpetva haliddapilotikaya sisāp vethetvā...)
(J. vi, 156)° もた別の物語によれば、チャンカーハ「赤
色の衣を着せるのが見えない」と云ふ。「その上に赤い
の上衣をいたり、土製の鉢を手に持つ…」(trattadipatītam
nivāsetvā kāyabandhanam bandhītvā pañskukilasanghā-
tiṁ pārupitvā matikāpattam ādaya...) と記載する。
- (J. iv, 379)° 人々、瓶頭の罷罰を受けるべきだ、チャン
カーハは城市に入らなかば木を打ち壘ひし、市民ばかりの者
を聞じて彼の避れたる所へ〔高僧法經〕、魔頭羅國條)。
- (102) Kāty. 681.
- (103) Kāty. 40, 433, 943.
- (104) T. iv, 298, 352.
- (105) フヤニカの詔とすこゝへ「chavachadḍaka」
(眞達禪陀波提也)。アヌスムタ (J. iii, 195)
- (106) T. iv, 495.
- (107) Manu x, 56. Vis. xvi, 11.
- (108) Manu x, 55.
- (109) A. iii, 3, [28], iv, 7, [25—26].
- (110) J. iii, 30.
- (111) Nar. xiv, 26.
- (112) T. iv, 304.
- (113) A. ii, 1, [6].
- (114) Manu v, 131. Yaj. i, 192. Vis. xxiii, 50.
- (115) 本文に八一十九頁参照。J. iv, 201. なお法經アヌ
カーハが肉を壳へてんだる所を眞達禪陀波提也 (〔高僧法經〕
魔頭羅國條)。
- (116) Apadāna, ii, 377.
- (117) Auśāna-smṛiti (米頭) が、彼の飾りは鐵か鉛で作

- △、迦葉の妻を殺すか猶^{シテ}アハ^{シテ}、且の兼「少
少^{シテ}の汚物^{シテ}アハ^{シテ}アカルニ^{シテ}お説^{シテ}」¹¹⁸ P.V. Kane,
op. cit., p. 81.
- (119) *^{シテ}アハ^{シテ}父母^{シテ}阿闍梨^{シテ}の妻事^{シテ}殺^{シテ}」¹¹⁹
(*J.* v, 429)°
- (120) 「^{シテ}アハ^{シテ}父母^{シテ}阿闍梨^{シテ}の妻事^{シテ}殺^{シテ}」¹²⁰ (*J.* iv,
390) *DN*. i, 6, 65. 小^{シテ} A.N. Bose, *op. cit.*, pp. 219—
220 修^{シテ}。
- (121) *T.* iv, 139, 1, 139. *Divyāv.* 397—398, 612.
- (122) *J.* iv, 376, 390—391.
- (123) *J.* iii, 232—233.
- (124) *J.* ii, 82—83.
- (125) *J.* iv, '388.
- (126) ^{シテ}アハ^{シテ}父母^{シテ}阿闍梨^{シテ}の妻事^{シテ}殺^{シテ}」¹²⁶ 「^{シテ}ア
ハ^{シテ}父母^{シテ}阿闍梨^{シテ}の妻事^{シテ}殺^{シテ}」¹²⁷ (*ekamanta*
apagantvā alliyitvā atīśasi)¹²⁷ *J.* iv, 376.
- (128) 「^{シテ}アハ^{シテ}父母^{シテ}阿闍梨^{シテ}の妻事^{シテ}殺^{シテ}」¹²⁸ 「^{シテ}ア
ハ^{シテ}父母^{シテ}阿闍梨^{シテ}の妻事^{シテ}殺^{シテ}」¹²⁹ (*A.* iv, 13, [34]).
- (129) *A.* iii, 18, [7]. R.P. Kangle, *op. cit.*, p. 287, f.n.
7.
- (130) *J.* iv, 376, 391.
- (131) *A.* iv, 10, [2].
- (132) *SN*. i, 166. *AN*. i, 162, iii, 214. *Apadana*, ii,
377. *Vimānavatthu*, 18—19. *J.* iv, 303, vi, 213.
- (133) *T.* iv, 299, 303—304. *Divyāv.* 618ff. *J.* iv, 205.
- (134) ヒ^{シテ}アハ^{シテ}父母^{シテ}阿闍梨^{シテ}の妻事^{シテ}殺^{シテ}」¹³⁴ 不可觸^{シテ}民^{シテ}
既^{シテ}田嫁^{シテ}不^{シテ}入^{シテ}（^{シテ}アハ^{シテ}父母^{シテ}阿闍梨^{シテ}の妻事^{シテ}殺^{シテ}）¹³⁵
R. Fick, *op. cit.*, pp. 77—78.
- (135) *A.* iii, 11, [29].
- (136) *A.* iii, 20, [16].
- (137) ヒ^{シテ}アハ^{シテ}父母^{シテ}阿闍梨^{シテ}の妻事^{シテ}殺^{シテ}」¹³⁷ *A.* iv, 13,
[35].
- (138) ヒ^{シテ}アハ^{シテ}父母^{シテ}阿闍梨^{シテ}の妻事^{シテ}殺^{シテ}」¹³⁸ *A.* iii, 19, [8—10]. 小^{シテ}ア^{シテ}、
ヒ^{シテ}アハ^{シテ}法規^{シテ}の妻事^{シテ}殺^{シテ}」¹³⁹ *A.* iii, 19, [8—10]. 小^{シテ}ア^{シテ}、
ヒ^{シテ}アハ^{シテ}後生^{シテ}の婦入^{シテ}ア^{シテ}不^{シテ}可^シ触^{シテ}民^{シテ}」¹⁴⁰ R.P. Kangle, *The Kautilya Arthaśāstra*, Pt. II,
University of Bombay, 1963, p. 288, fn. 8—10.

34. *Manu* iii, 239—242. *Yaj.* i, 148.

(43) *Gaut.* xx, 1. *Āp.* i, 7, 21, [17—18]. *Baudh.* ii, 2, 4, [14]. *Manu* xi, 176.

(44) *Gaut.* xx, 10—14. *Baudh.* ii, 1, 1, [36], ii, 1, 2, [9—14, 24—25]. *Vās.* xv, 17—21. *Manu* xi, 187—189. *Yaj.* iii, 296—297, 300.

(45) *Gaut.* xiv, 30. *Manu* v, 85.

(46) *Āp.* ii, 1, 2, [9].

(47) *Vās.* xxiii, 33—35.

(48) *Manu* v, 85. 「*長穢の女*」(agamya) と「*穢の女*」(sacaiodakopasparśana) と「*穢の女*」(Gaut. xv, 30)。

(49) *Vās.* xxiii, 39—41. 「*穢の女*」(asavamedha-avabhritha) と「*穢の女*」(Vās. xxiii, 39—41)。

(50) *Manu* xi, 179. *Viṣ.* liii, 9. 「*穢の女*」(viii, 373)。

(51) *P.V.* Kane, *op. cit.*, pp. 173—176.

(52) *スコラ* (スコラ) 〔*スコラ*〕(Baudh. i, 5, 9, [5])。

(53) *Viṣ.* xxii, 69, 71. 「*穢の女*」(Yaj. iii, 30)。

(54) *Viṣ.* xxii, 76.

(55) *P.V.* Kane, *op. cit.*, pp. 173—176.

(56) *スコラ* (スコラ) 〔*スコラ*〕(P.V. Jha, *op. cit.*, pp. 626—627).

(57) *Gaut.* xxiii, 32—33. 「*穢の女*」(Yaj. iii, 294)。

「*穢の女*」(スコラ) 〔*スコラ*〕(Baudh. ii, 1, 2, [13—14])。また別の個所では「*穢の女*」(スコラ) 〔*スコラ*〕。

臣」^{シロラヒタナ} (śirorahitena pumsā lalāte 'nkyavītvā...)

アーリヤー・アーリヤー Yajñavalkyaśmṛti, Vol. II, p. 681.

(157) *Viś.* iii, 5—6. 『アーリヤー・アーリヤー』^{アーリヤー} 「ト」^ト ヤの女へ連ひた者せ死罪は奴ヤマハルマニ (antyāga-

mane vadhyah) ^{アーリヤー} (Viś. v, 43) 話叢家せりふを
體解したるいだ場所より「ト」^ト 帽ひだらめ ^{アーリヤー} (Viśṇu-

Smyti, Vol. I, p. 95)⁹

(158) *Vās.* xx, 17—18.

(159) *Viś.* ii, 57.

(160) *Yāj.* ii, 204.

(161) *Yāj.* ii, 234. 最上族 (uttama) ^{シテ} 話叢家は再生族
(dvijāti) ^{シテ} ヤマハルマニの意とする

(*Yajñavalkyaśmṛti*, Vol. II, p. 822)¹⁰

(162) *Viś.* v, 104. 「vadhyah」 ^{アーリヤー} ヤマハルマニ
や「體解せし者」 ^{アーリヤー} (P.V. Kane, *op. cit.*, Vol.
II, Pt. 1, p. 176)¹¹

(163) *Baudh.* i, 5, 9, [7].

(164) *Yāj.* i, 197. *Viś.* xxiii, 41.

(165) *Manu* v, 131. *Yāj.* i, 192. *Viś.* xxiii, 50.

(166) *Manu* x, 104, 108.

(167) *Vās.* xvi, 30. *Manu* viii, 66, 68. *Nār.* i, 155,

182. *Kāty.* 351.

(168) *Manu* viii, 69. *Nār.* i, 188. 『トニカムヤーマニ』

アーリヤー (A. iii, 11, [30—31])¹²

(169) *Āp.* ii, 4, 9, [5]. *Vās.* xi, 9. *Manu* iii, 92.

Yāj. i, 103.

(170) *Yāj.* i, 103.

(171) *Manu* x, 54.

(172) R.S. Sharma, *op. cit.*, pp. 283—284.

(173) 古代の賤民のつむぎは「不可触性」の有無の判然としただ
けのものが多かったが、やがて不可触性 (unseeable) が
相手に差別して避かれる多数のカーバートから成つてゐる。そ
れは、見るといふが儘にわざと賤民集團 (unseeable) が
不可触性の有無がわからなくなるのをやど多種多様である。
まだ地方差があつて大あつ。一九三一年の國勢調査を担
当したハーハンは、不完全であるといは認めて、不可触
賤民 (Exterior Caste) が何かを評定する基準として次の
九項目を挙げてゐる。①達なるバラヤンのサービスを受
けることがあるか。②カーバート=ムンムーに奉仕する
床屋・水運ひ・仕立屋などのサービスを受けることがで
あるか。③接触や接近によつて上級カーバート=ムンムー
に穢れを与えるか。④彼の手からカーバート=ムンムー
が水を受けるか。⑤道路・渡船・井戸・学校などの公共施
設を利用できるか。⑥ムンムー寺院への入りを許され

でいるか。(7) 同程度の高等教育を受けた上級カーベル出身者との日常の交際が対等であるか。(8) 蔑視されるのは単に無知・文盲・貧困だけの理由からか。(9) 蔑視されるのは単に従事する仕事のためなのか。一九二一年の国勢調査の結果によれば、不可触賤民(Exterior Caste)の割合はヘンムの全人口(藩王国を除む)の1%未満、ムンムー・人口の1%未満¹⁴。J.H. Hutton, *op. cit.*, pp. 192—211。

(17⁴) ハヤルマバ、ガバタ朝の前後に不可触賤民の数が増加したことを推論する(R.S. Sharma, *op. cit.*, p. 262)。

まだ一一一九年の碑文や文獻からもチヤン族、アーリヤ族による賤民の存在が知られるが、彼らが農耕に従事していなかったからではないか。P. Niyogi, *Contributions to the Economic History of Northern India*, Calcutta, 1962, pp. 17, 41—46. B.P. Mazumdar, *Socio-Economic History of Northern India, 1030—1194 A.D.*, Calcutta, 1960, pp. 111—113.

(17⁵) ルラギヤーは東京大学西洋文化研究所の口述史料助教授に御教示いただいた。

(17⁶) J.H. Hutton, *op. cit.*, p. 199.